

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 12 日 (金) 第 506 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 1
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 1
- 公共測量の終了 (5 件) (監理課取扱い) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2

公 告

- 令和 6 年度製菓衛生師試験公告 (生活衛生課取扱い) 3
- 教 育 委 員 会 規 則**
- 鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 (※) (社会教育課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第352号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 1 項の規定により, 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量 (オルソ作成)
- 2 作業の期間 令和 6 年 5 月 27 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, 始良市, 湧水町及び大崎町

鹿児島県告示第353号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 2 項の規定により, 国土地理院長から令和 5 年 11 月 21 日鹿児島県告示第851号で告示した基本測量の実施は, 令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第354号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により, 出水市長から令和 5 年 11 月 17 日鹿児島県告示第847号で告示した公共測量の実施は, 令和 6 年 3 月 15 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南さつま市長から令和5年6月9日鹿児島県告示第529号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南さつま市長から令和6年1月12日鹿児島県告示第30号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月29日終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南九州市長から令和5年9月15日鹿児島県告示第699号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁長から令和5年9月19日鹿児島県告示第709号で告示した公共測量の実施は、令和6年2月28日終了した旨の通知があった。

令和6年4月12日

鹿児島県知事 塩田康一

大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年4月12日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスきらめき	志布志市志布志町志布志二丁目13番地21	一般社団法人心笑会	曾於郡大崎町菱田3059番地5	川原慎太郎	令和6年3月1日	放課後等デイサービス
クローバーよつばのいえ西原	鹿屋市西原一丁目23番12号	株式会社スリーベル	東京都西東京市ひばりが丘北三丁目7番14号	鈴木 剛	令和6年3月15日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年4月12日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

日中サービス支 援型障がい者グ ループホームユ ニケア	鹿屋市郷之原町 12261番 6	株式会社unicar e	鹿屋市花岡町 3977-2	吉元 幸香	令和 6 年 3 月 1 日	短期入所
日中サービス支 援型障がい者グ ループホームユ ニケア	鹿屋市郷之原町 12261番 6	株式会社unicar e	鹿屋市花岡町 3977-2	吉元 幸香	令和 6 年 3 月 1 日	共同生活 援助

公 告

令和 6 年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和6年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 4 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和 6 年 6 月 18 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 食品衛生学
 - (5) 栄養学
 - (6) 製菓理論及び実技
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 5 試験手数料
9,700円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 4の(1)に該当する者にあつては、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
 - ウ 4の(2)に該当する者にあつては、学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業務従事証明書

- エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し
カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）
キ 写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和6年4月15日（月）から同年5月13日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和6年5月13日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

教育委員会規則

鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和6年4月12日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第8号

鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、鹿児島県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

る。

（設置）

第2条 鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、県立学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該対象学校に対して通知するものとする。

（委員の任命）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する生徒等の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の教職員

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、対象学校の教職員は、会長となることができない。

2 会長が会議を招集し、議事を整理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬）

第7条 委員の報酬は別に定める。

（守秘義務等）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（委員の解任）

第9条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第8条に反した場合
 - (3) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員にその理由を示さなければならない。
(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
(研修)

第11条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。
(指導及び助言等)

第12条 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言等を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。
(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第13条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 対象学校の教育目標及び学校経営方針に関すること。
 - (2) 対象学校の教育課程の編成に関すること。
 - (3) 対象学校の組織編成に関すること。
 - (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校の運営を行うものとする。
(意見の申出)

第14条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、校長又は校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する事項について、校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。
- 3 前項の意見について、法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。
 - (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
 - (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項
(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第15条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、対象学校の保護者及び地域の住民等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。